

令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 事業名

令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員等研修を実施し、子育て支援の担い手となる子育て支援員等の養成及び資質の確保を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務仕様書」による。

(4) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで。

2 見積限度額

4,150千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときに随意契約を行う。交渉が選定の通知から10日以内（予定）に整わない場合は、次点者に選定された者が改めて高知県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」

に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との間において、過去2年以内に当該業務と種類規模をほぼ同じくする委託業務の受注及び業務遂行の実績を有すること。

6 説明会

(1) 日時

令和8年3月5日(木) 14時から

(2) 方法

オンライン (Zoom ミーティング)

※高知県教育委員会事務局幼保支援課ホームページにおいて、令和8年3月6日(金)から令和8年4月6日(月)まで、アーカイブを公開する。

(3) 参加申込書提出期限

令和8年3月3日(火)17時まで

※説明会への参加希望者は、別紙「説明会参加申込書」(様式1)をFAX又は電子メールにて提出し、電話で到達を確認すること。

なお、説明会に参加していない場合でも当プロポーザルへの参加は可能とする。

(4) 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎2階

高知県教育委員会事務局幼保支援課 担当：細川、白川

TEL:088-821-4910 FAX:088-821-4774

E-mail:311601@ken.pref.kochi.lg.jp

(5) 留意事項

- ・1参加者あたり2名以内の参加とする。
- ・説明会の録音・録画は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録音・録画しないことに同意したものとみなす。

7 質疑と回答

質疑は、令和8年3月9日(月)17時までに「質疑書」(様式2)により、FAX又は電子メールで行い、電話で到達を確認すること。なお、全ての質疑と回答の内容は、令和8年3月

11日（水）までに高知県教育委員会事務局幼保支援課のホームページに掲載する。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次表に掲げる参加申込書類一式に資格要件の確認書類を添えて申込みすること。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	書類の名称	規格	部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	法人概要書	A4縦	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

もしくは、電子メール（提出の際は電話にて着信を確認すること。）

イ 提出期限

令和8年3月16日（月）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎2階

高知県教育委員会事務局幼保支援課

TEL:088-821-4910 E-mail:311601@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局幼保支援課において、申込者から提出のあった「参加申込書」及び関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月18日（水）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により高知県教育長に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

イ 高知県教育長は説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の提出

別途定める「令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、令和8年4月3日（金）17時まで（必着）に企画提案書を提出すること。

10 審査

審査方法は、別途定める「令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

11 審査結果

審査結果は、令和8年4月中旬に、全ての参加者に電子メールにて通知する。当該審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年2月26日(木)	募集開始
令和8年3月3日(火)	説明会参加申込締切(午後5時必着)
令和8年3月5日(木)	説明会
令和8年3月9日(月)	質疑書提出締切(午後5時必着)
令和8年3月11日(水)	質疑書回答
令和8年3月16日(月)	参加申込書類一式提出締切(午後5時必着)
令和8年3月18日(水)	参加者資格結果通知
令和8年4月3日(金)	企画提案書提出締切(午後5時必着)
令和8年4月中旬	審査委員会(プレゼンテーション)(予定)
令和8年4月下旬	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、県庁内及び審査委員会での使用に限り複写する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類のうち該当部分と非開示とする具体的な理由を「理由書(様式5)」により提出すること。ただし、開示するかどうかについては、同条例に基づき、高知県が客観的に判断する。
- (4) 契約の相手方以外の企画提案の内容については、当該企画提案者の承諾なしには利用することはない。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H40>]

14 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎2階

高知県教育委員会事務局幼保支援課 担当：細川、白川

TEL:088-821-4910 FAX:088-821-4774

E-mail:311601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはしない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りではない。
- (4) 令和8年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合等は、本件手続きについて、停止等を行う場合がある。